- 地役権は、民法２８０条から２９３条までに規定されている権利で物権ですが・・遊水池事業で地役権を設定している一例を示すますと下図のようなものです。

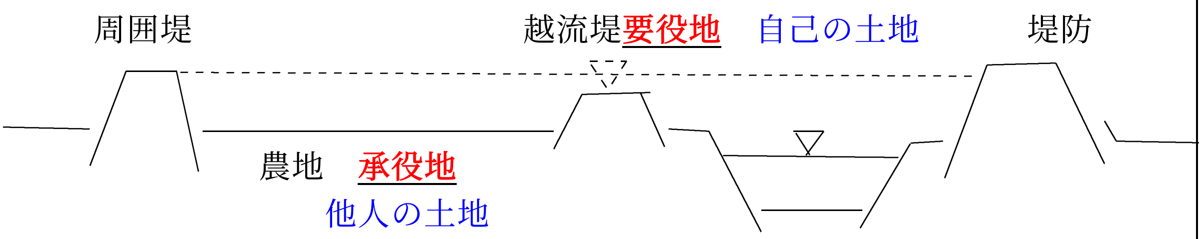

- 普段は農地ですが・洪水時に水をためさせて貰う権利・地役権を設定します。
- で・登記を取る際も必要となりますが・
- この**農地の部分が承役地**（受け入れる土地）・他人の土地となります・
- そして**越流堤を要役地**（守る土地）・自己の土地としています。
- 文の要役地・承役地が反対で・妥当でありません。